

# 第2回太良町議会（定例会第1回）

平成31年3月4日～3月13日

議案

平成31年第2回太良町議会（定例会第1回）

会期（案）

会 期 10日間（3月4日～3月13日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	3. 4	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明 委員長報告
第2日	3. 5	火	（議案調査）		
第3日	3. 6	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	3. 7	木	（議案調査）		
第5日	3. 8	金	（議案調査）		
第6日	3. 9	土	休 会	—	
第7日	3.10	日	休 会	—	
第8日	3.11	月	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決
第9日	3.12	火	本会議	9時30分	議案審議
第10日	3.13	水	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

平成31年第2回太良町議会（定例会第1回）

議事日程第1号

第1日目

3月4日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第 3号 ～ 議案第24号 町長の施政方針および提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

# 提出議案目録

- 議案第 3号 太良町漁港施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 議案第10号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第11号 平成30年度太良町一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第12号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第13号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第14号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第15号 平成30年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第16号 平成30年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第17号 平成30年度町立太良病院事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第18号 平成31年度太良町一般会計予算について
- 議案第19号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第20号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計予算について

議案第22号 平成31年度太良町簡易水道特別会計予算について

議案第23号 平成31年度太良町水道事業会計予算について

議案第24号 平成31年度町立太良病院事業会計予算について

上記のとおり

平成31年3月4日

太良町長 永 淵 孝 幸

## 議員派遣の報告

平成31年 3月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

### 1 平成30年度 町村議会議員研修「自治体財政の見方 ～健全化判断比率を中心に～」

- (1) 目的 健全化判断比率の分析手法等自治体財政についての専門知識の習得のため
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 平成31年1月17日～18日
- (4) 派遣議員 竹下議員

### 2 平成30年度 杵藤地区町村議会議長会議員研修会

- (1) 目的 議会活動の活性化と議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び武雄消防署
- (3) 期間 平成31年2月26日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、下平議員、末次議員、久保議員、川下議員、所賀議員、竹下議員、待永議員

議案第3号

太良町漁港施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する  
条例の制定について

太良町漁港施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永淵 孝幸

太良町漁港施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）

太良町漁港施設整備事業分担金徴収条例（昭和60年太良町条例第13号）  
の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「特定漁港整備事業、広域漁港整備事業、地域漁港整備事  
業について」を削る。

第6条中「この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。」を  
「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め  
る。」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

分担金の分割徴収の対象となっている事業はなくなっていることから、これ  
を削除し、条例のほかに施行に関する必要な事項は別途規則で定められている  
ため、この案を提出する。

議案第4号

太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。



## 別紙

### 太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年太良町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の太良町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条各号及び第15条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第5号

太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年太良町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校においては土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を  
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議  
員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を  
改正する条例（案）

第1条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に、「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第7号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

第1条 町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に、「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。  
ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

- 2 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

平成30年10月10日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。



## 別紙

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に、「6, 300円」を「6, 600円」に改める。

第18条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130に」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

##### （給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

##### （規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (別紙)

別表第1 (第3条関係)  
行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円	4級 給料月額 円	5級 給料月額 円	6級 給料月額 円
1	145,000	195,400	231,400	265,400	292,100	322,400
2	146,200	197,100	232,900	267,500	294,200	324,600
3	147,400	198,800	234,500	269,300	296,500	327,000
4	148,500	200,600	236,100	271,400	298,600	329,200
5	149,600	202,100	237,600	273,300	300,600	331,500
6	150,800	203,800	239,400	275,100	302,900	333,600
7	151,900	205,600	240,900	277,000	305,300	335,800
8	153,000	207,300	242,500	279,100	307,600	338,100
9	154,100	209,000	243,900	281,100	309,600	340,100
10	155,500	210,900	245,400	283,200	312,000	342,300
11	156,900	212,700	246,900	285,300	314,200	344,500
12	158,200	214,400	248,300	287,400	316,600	346,700
13	159,500	215,800	249,800	289,500	318,800	348,700
14	161,000	217,700	251,300	291,600	320,900	350,800
15	162,600	219,400	252,700	293,600	323,200	352,800
16	164,200	221,200	254,100	295,800	325,300	354,800
17	165,500	223,000	255,700	297,700	327,300	356,800
18	167,000	224,700	257,500	299,800	329,400	358,800
19	168,600	226,300	259,200	301,900	331,500	360,600
20	170,100	228,000	261,100	303,900	333,600	362,500
21	171,500	229,500	262,800	306,000	335,500	364,500
22	174,300	231,200	264,600	308,100	337,600	366,400
23	176,900	232,700	266,500	310,100	339,700	368,400
24	179,600	234,400	268,200	312,300	341,800	370,400
25	182,300	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400
26	184,000	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300
27	185,700	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400
28	187,300	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400
29	188,700	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900
30	190,500	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800
31	192,200	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600
32	193,800	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100
33	195,400	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900
34	196,800	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400
35	198,200	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900
36	199,600	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500
37	200,900	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900
38	202,100	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200
39	203,300	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400
40	204,500	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500
41	205,900	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600
42	207,200	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800
43	208,500	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100
44	209,700	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200
45	211,000	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900
46	212,300	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600
47	213,600	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300

48	214,900	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000
49	216,000	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600
50	217,200	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200
51	218,200	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800
52	219,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200
53	220,400	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600
54	221,400	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900
55	222,400	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200
56	223,400	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200
66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800
68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300
70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		

102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			
107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				
116		305,900				
117		306,100				
118		306,300				
119		306,600				
120		306,900				
121		307,300				
122		307,500				
123		307,800				
124		308,100				
125		308,400				
再任用職員	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第9号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び  
融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成13年太良町条例第15号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

1. 事業の指定 園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

2. 融資の限度額

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

（提案理由）

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第10号

辺地に係る総合整備計画の策定について

太良町辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり策定したので、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

喰場辺地内の町道端月部落内線の道路整備については、平成31年度から平成33年度までの3年計画で、蕪田・柳谷辺地内の町道蕪田日当線及び町道蕪田・中尾線の道路整備については平成31年度から平成34年度までの4年計画で、辺地対策事業を適用し、辺地債を充当し整備したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決の必要があるため、この案を提出する。

## 総合整備計画書

佐賀県藤津郡太良町喰場辺地  
(辺地の人口 131 人 面積 2.3 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 太良町大字多良字端月、中路、上蓮十、喰場、一ノ瀬  
(2) 地域の中心の位置 太良町大字多良 7824 番地 20  
(3) 辺地度数 129 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当町の道路網は、有明海の海岸線に沿って南北に走る国道 207 号線と JR 長崎本線を軸に、県道多良岳公園線、1 級町道など山間地域へ東西に伸びる縦横線が大半を占めている。よって、必然的に住宅、商業地域は国道沿線に広がり、主要な公共施設もこの周辺に集中している。

当計画路線（町道端月部落内線）は、端月区の集落内を結ぶ重要な連絡路線であり、生活関連道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、当路線は幅員が狭いうえ急坂で、車両の通行離合等にも支障をきたしており、常時危険と不便を強いられている。

したがって、当路線の拡幅・改良・舗装事業を行うことにより、地域振興対策として住民の生活文化の向上はもとより、地域住民の通行の安全確保、さらには火災、急患等発生時における機動力の強化が期待される。

## 3 公共的施設の整備計画

平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
町道端月部落内線改良事業	太良町	46,000		46,000	46,000
合計		46,000		46,000	46,000

## 総合整備計画書

佐賀県藤津郡太良町蕪田・柳谷辺地

(辺地の人口 103 人 面積 4.0 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 太良町大字糸岐字蕪田、横川  
 (2) 地域の中心の位置 太良町大字糸岐 7176 番地 2  
 (3) 辺地度数 101 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当町の道路網は、有明海の海岸線に沿って南北に走る国道 207 号線と J R 長崎本線を主軸に、県道多良岳公園線、1 級町道など山間地域へ東西に伸びる縦横線が大半を占めている。よって、必然的に住宅、商業地域は国道沿線に広がり、主要な公共施設もこの周辺に集中している。

当計画路線（町道蕪田日当線及び町道蕪田・中尾線）は、蕪田区、柳谷区、中尾区、大野区等の山間集落を結ぶ重要な連絡路線であり、生活関連道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、当路線は幅員が狭いうえ、急カーブが多く、農地や鶏舎もありトラックや飼料を積んだ大型トレーラー等が頻繁に通行するため、車両の離合等にも支障をきたしており、常時危険と不便を強いられている。

したがって、当路線の拡幅・改良・舗装事業を行うことにより、地域振興対策として住民の生活文化の向上はもとより、地域住民の通行の安全確保、さらには火災、急患等発生時における機動力の強化が期待される。

## 3 公共的施設の整備計画

平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
町道蕪田日当線改良事業	太良町	46,000		46,000	46,000
町道蕪田・中尾線改良事業	太良町	16,000		16,000	16,000
合計		62,000		62,000	62,000